平成２５年（フ）第１２８号
兵庫県明石市大久保町大窪883番地の１　グリーンハイツ大久保201号
債務者　杉井　明美
１　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
富山市月岡西緑町12番地
債務者　青木　惠子
１　決定年月日時　平成25年７月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８５号
富山市小杉2136番地　県営住宅３棟204号、前住所富山県射水市海老江七軒1300番地35メゾンソレイユ103
債務者　角谷いづみ
１　決定年月日時　平成25年７月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８８号
富山市豊若町２丁目３番51号
債務者　石野　　睦
１　決定年月日時　平成25年７月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９０号
富山県中新川郡立山町寺田1288番地の２
債務者　松井　圭太
１　決定年月日時　平成25年７月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１００号
富山市呉羽町1975番地21　セルーラ呉羽駅前106号、前住所富山市駒見45番地21
債務者　渡邊ゆきここと　尹　　孝經
１　決定年月日時　平成25年７月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０５号
富山市長江３丁目６番８―101号　ミナミコーポ、前住所富山県中新川郡立山町利田227番地の２
債務者　阿閉　敏子
１　決定年月日時　平成25年７月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１０号
富山市八尾町福島５丁目３番地　ハイツアベニュー110号室、住民票上の住所富山県高岡市大手町14番26号
債務者　月田　敏一
１　決定年月日時　平成25年７月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０８号
広島県福山市明神町２丁目10番４―202号　ＳＡＴＯビル明神町
債務者　細田　和宏
１　決定年月日時　平成25年７月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１０９号
広島県福山市明神町２丁目10番４―202号　ＳＡＴＯビル明神町
債務者　細田　由美（旧姓井口）
１　決定年月日時　平成25年７月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１１７号
広島県福山市駅家町大字弥生ケ丘10番地455
債務者　村野　順子
１　決定年月日時　平成25年７月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２１５号
沖縄県浦添市内間４丁目16番13―302号　コーポたまき
債務者　髙良　和也
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２９１号
千葉県松戸市千駄堀1489番地の７　アーバニーＩ―202号
債務者　木戸　孝二
１　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２９３号
千葉県柏市西原４丁目15番１号
債務者　外立　和美（旧姓清宮）
１　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３２５号
千葉県松戸市稔台３丁目37番地の５　メゾネット田中103号
債務者　仲村渠秀幸
１　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３２９号
千葉県野田市上花輪1490番地　ビレッジ小沢101
債務者　飯塚　敏郎
１　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３３０号
千葉県野田市上花輪1490番地　ビレッジ小沢101
債務者　野口　とよ
１　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部